第三百九十六条第三項中「情報管理室」を「国有林野総合利用推進室」に改め、同条中第九項を第十一項とし、第八項を第十項とし、第七項を第九項とし、同条第六項中「と調整」を「との調整」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4　国有林野生態系保全室は、国有林野に係る生態系の保全に関する事務をつかさどる。

5　国有林野生態系保全室に、室長を置く。

第三百九十七条の見出し中「及び国有林野総合利用推進室」を削り、同条第一項中「及び国有林野総合利用推進室」を削り、「十一人」を「十人」に改め、同条第二項中「国有林野事業特別会計に属する」を「森林管理局及び森林技術総合研修所所属の」に改め、「（国有林野総合利用推進室の所掌に属するものを除く。）」を削り、同条中第四項及び第五項を削り、第六項を第四項とし、第七項から第九項までを二項ずつ繰り上げ、同条第十項中「国有林野事業特別会計に属する」を「森林管理局所属の」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十一項を同条第九項とし、同条第十二項中「国有林野事業特別会計に属する」を「森林管理局所属の」に改め、同項を同条第十項とする。

第三百九十八条　削除

第四百十条から第四百十二条までを次のように改める。

第四百十条及び第四百十一条　削除

（業務管理官）

第四百十二条　四国森林管理局及び九州森林管理局に、それぞれ業務管理官一人を置く。

2　業務管理官は、森林管理局の所掌事務のうち森林管理局長が指定する事務を整理する。

第四百十三条の見出し及び同条第一項中「総務部」を「総務企画部」に改め、同項中第八号から第十号までを削り、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七　国有林野事業の監査に関すること。

第四百十三条第一項中第十五号を第十六号とし、第十一号を第九号とし、第十二号から第十四号までを二号ずつ繰り上げ、第十二号の次に次の三号を加える。

十三　森林管理局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

十四　国有林野事業に関する政策の企画及び立案に関すること。

十五　管理経営計画の樹立及び国有林野事業の業務の実施に関する計画の作成に関すること。

第四百十三条第一項に次の一号を加える。

十七　前各号に掲げるもののほか、森林管理局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

第四百十三条第二項を削る。

第四百十四条の見出し中「計画部」を「計画保全部」に改め、同条第一項中「計画部」を「計画保全部」に改め、同項第二号中「こと」の下に「（国有林野における分収造林及び分収育林に関することを除く。）」を加え、同項第三号中「国有林野事業特別会計に属する」を「森林管理局所属の」に改め、同項第四号から第六号までを削り、同項に次の四号を加える。

四　国有林野の森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関すること。

五　保安林に関すること。

六　森林治水事業の実施に関すること。

七　林野の保全に係る地すべり防止に関する事業の実施に関すること。

第四百十四条第二項を次のように改める。

2　九州森林管理局の計画保全部の所掌事務のうち沖縄県の区域に係るものについての前項の規定の適用については、同項第六号中「森林治水事業の実施に関すること」とあるのは、「森林治水事業を実施すること」とする。

第四百十四条第三項を削る。

第四百十七条第一項第二号を削り、同項第三号中「製品」の下に「の有効活用」を加え、同号を同項第二号とし、同項第四号から同項第六号までを削り、同項に次の五号を加える。

三　国有林野における分収造林及び分収育林に関すること。

四　国有林野事業における技術の開発、指導及び普及に関すること。

五　森林及び林業に関する知識の普及に関すること。

六　民有林野の造林及び森林の経営の指導の実施に関すること。

七　国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関すること。

第四百十七条第二項中「同項第五号中「森林治水事業の実施に関すること」とあるのは、「森林治水事業を実施すること」を「同項第六号中「森林の経営の指導の実施に関すること」とあるのは、「森林の経営についての技術相談を実施すること」に改める。

第四百十八条から第四百二十一条まで　削除

第四百二十二条の見出し中「総務部」を「総務企画部」に改め、同条中「総務部」を「総務企画部」に、「職員厚生課」を「企画調整課」に改め、同条に次の一項を加える。

2　北海道森林管理局の総務企画部においては、前項の規定にかかわらず、次の四課及び専門官四人を置く。

総務課

企画課

業務調整課

経理課

第四百二十三条第一項第三号中「（災害補償に関することを除く。）」を削り、同項中第六号を第八号とし、第五号の次に次の二号を加える。

六　職員の福利厚生に関すること。

七　職員に貸与する宿舎に関すること。

第四百二十三条第二項中「総務部総務課」を「総務企画部総務課」に、「同項第二号から第五号まで」を「同項第一号から第七号まで」に改める。

第四百二十四条を次のように改める。

（企画調整課の所掌事務）

第四百二十四条　企画調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　森林管理局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二　国有林野事業に関する政策の企画及び立案に関すること。

三　管理経営計画の樹立及び国有林野事業の業務の実施に関する計画の作成に関すること。

四　国有林野事業の監査に関すること。

五　前各号に掲げるもののほか、森林管理局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

第四百二十六条から第四百二十九条までを次のように改める。

（北海道森林管理局の企画課の所掌事務）

第四百二十六条　北海道森林管理局の企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　国有林野事業に関する政策の企画及び立案に関すること。

二　森林管理署の所掌事務の運営に関する総合的監督に関すること。

（北海道森林管理局の業務調整課の所掌事務）

第四百二十七条　北海道森林管理局の業務調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　森林管理局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二　管理経営計画の樹立及び国有林野事業の業務の実施に関する計画の作成に関すること。

三　国有林野事業の監査に関すること。

四　前各号に掲げるもののほか、森林管理局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。